

運営規程

< (介護予防) 通所リハビリテーション >

医療法人社団 渾深会

介護老人保健施設 鵠芭

<運営規程設置の主旨>

第1条

医療法人社団渾深会が開設する介護老人保健施設 鶴芭（以下「施設」という）において実施する（介護予防）通所リハビリテーションの適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定める。

<施設の目的>

第2条

- 1 施設の目的として、以下の法人理念を掲げる。
[法人理念]
 - (1)困っている人を、医療介護を通して助ける
(多少のお節介を持って)
 - (2)社員の生活を、雇用と育成を通し経済的に支え、事業を支えてもらう
(多少の厳しさを持って)
 - (3)地域に根ざし、社会に参加し貢献する
(多少の融通を持って)
- 2 施設は要支援・要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう作成した(介護予防)通所リハビリテーション計画に基づき、要支援・要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

<運営の方針>

第3条

- 1 以下を施設の運営方針とする。
[運営方針]
 - (1)「できる。」自信と喜びを大切にします
 - (2)「自立（自律）」した自宅での生活を目指します
 - (3)「自己実現」できるように、新しいことへの挑戦を支援します

- 2 指定通所リハビリテーションにおいては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所リハビリテーションの提供においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 4 施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
- 5 施設は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 6 施設は、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、あんしんすこやかセンター、居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 7 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 8 (介護予防) 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 9 (介護予防) 指定通所リハビリテーションの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医や居宅介護支援事業所へ情報提供を行う。

<施設の名称及び所在地>

第 4 条

施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| (1) 施設名 | 介護老人保健施設 鶴芭 |
| (2) 開設年月日 | 令和 4 年 9 月 1 日 |
| (3) 所在地 | 兵庫県神戸市兵庫区湊川町 6 丁目 4-12 |
| (4) 電話番号 | TEL 078-578-3361 FAX 078-578-3381 |
| (5) 介護保険事業者番号 | 2850580081 |

<従業員の職種、員数>

第5条

- 1 施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり、必要職については法令の定めるところによる。
 - (1) 管理者 1人
 - (2) 医師 1人（管理者兼務）
 - (3) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、介護職員において単位ごとに利用者10人に1以上
 - (4) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士を(3)の内数として、単位ごとに利用者100人に又はその端数を増すごとに1以上
 - (5) 管理栄養士及び栄養士 1人以上
 - (6) 事務員 1人

<従業者の職務内容>

第6条

- 1 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。
- 2 管理者は、（介護予防）通所リハビリテーションに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- 3 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- 4 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）又は看護師若しくは准看護師（以下「看護職員」という。）若しくは介護職員は、運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得る。利用者へ通所リハビリテーション計画を交付する。通所リハビリテーション計画に基づき、必要な理学療法、作業療法、その他のリハビリテーション及び介護ならびに日常生活上の世話をを行う。（介護予防）通所リハビリテーションの実施状況の把握及び（介護予防）通所リハビリテーション計画の変更を行う。
- 5 管理栄養士及び栄養士は、自宅での食事の献立、栄養計算等利用者に対する栄養指導等を行う。
- 6 事務員は、リハビリテーション会議等の調整、介護給付費等の請求事務及び通信連絡の事務等を行う。

<利用定員と営業日時>

第7条

1 施設の利用定員は下記の通りにする。

1 単位目 25 名、2 単位目 25 名、3 単位目 25 名

2 営業日は次の通りにする。

(1) 営業日 月曜日～土曜日までとする（祝日も営業。ただし年末年始の 12 月 29 日～1 月 3 日までを除く）。

(2) 営業時間は 9:00～18:00 までとする。

(3) サービス提供時間は、

1 単位目 10：00～11：30 1-2 時間

2 単位目 12：30～14：00 1-2 時間

3 単位目 15：00～16：30 1-2 時間

<（介護予防）通所リハビリテーションサービス内容>

第8条

1 施設は、施設の医師の診療に基づき、医師の診察内容及び運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）通所リハビリテーション計画書を作成するとともに、（介護予防）通所リハビリテーション計画の療養上必要な事項について利用者又はその家族に対し、指導又は説明を行うとともに、適切なリハビリテーションを提供する。

2 以下の加算項目を実施する。

- ・運動器機能向上加算
- ・選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・事業所評価加算
- ・長期利用減算（要支援Ⅰ、要支援Ⅱ）
- ・理学療法士等体制強化加算（1 時間以上 2 時間未満）
- ・リハビリテーション提供体制加算（3 時間以上 4 時間未満）
- ・リハビリテーションマネジメント加算(A)イ
- ・リハビリテーションマネジメント加算(A)ロ
- ・リハビリテーションマネジメント加算(B)イ
- ・リハビリテーションマネジメント加算(B)ロ
- ・短期集中個別リハビリテーション実施加算

- ・認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・生活行為向上リハビリテーション実施加算
- ・若年性認知症利用者受入加算
- ・栄養アセスメント加算
- ・栄養改善加算
- ・口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・口腔機能向上加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・重度療養管理加算
- ・中重度者ケア体制加算
- ・科学的介護推進体制加算
- ・移行支援加算
- ・サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）
- ・ベースアップ等支援加算

<利用者負担の額>

第9条

- 1 通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 2 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。
- 3 介護予防通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
- 4 なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。
- 5 その他、（介護予防）通所リハビリテーションにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 6 前5項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 7 （介護予防）通所リハビリテーションの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又は

その家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

- 8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 9 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。
- 10 保険給付の自己負担額と保険給付費以外の料金を、別に定めた料金表により徴収する。

<通常事業の実施地域>

第10条

- 1 通常事業の実施地域は、神戸市兵庫区全域、長田区の一部、中央区の一部、須磨区の一部、北区の一部とする。詳細は以下の通りとする。
 - (1) 兵庫区全域
 - (2) 長田区の一部（下記を除く地域）
野田町 4~9 丁目、海運町 2~8 丁目、本庄町 2~8 丁目、長楽町 2~7 丁目、浪松町 2~6 丁目、駒ヶ林南町、日吉町 1~6 丁目
 - (3) 中央区の一部（下記の地域）
楠町 1~8 丁目、橘通 1~4 丁目、多聞通 1~5 丁目、中町通 1~5 丁目、古湊通 1~2 丁目、相生町 1~5 丁目、東川崎町 1~7 丁目、弁天町、波止場町、新港町、海岸通 1~6 丁目、栄町通 1~7 丁目、元町通 1~7 丁目、元町高架通、三宮町 1~3 丁目、明石町、西町、前町、播磨町、浪花町、伊藤町、江戸町、東町、花隈町、北長狭通 1~8 丁目、下山手通 1~9 丁目、中山手通 1~8 丁目、山本通 1~5 丁目、諏訪山町、再度筋町、北野町 1~4 丁目、加納町 1~6 丁目
 - (4) 須磨区の一部（下記の地域）
常磐町 1~4 丁目、千歳町 1~4 丁目、大池町 1~5 丁目、寺田町 1~3 丁目、大田町 1~8 丁目、戎町 1~6 丁目、大黒町 1~5 丁目、平田町 1~5 丁目、飛松町 1~5 丁目、前池町 1~6 丁目、菊池町 1~2 丁目、宝田町 1~3 丁目、養老町 1~3 丁目、川上町 1~3 丁目、神撫町 1~5 丁目、永楽町 1~3 丁目、禅昌寺町 1~2 丁目、明神町 1~5 丁目、板宿、板宿町 1~3 丁目、妙法寺（アチロ、円満林 2 番地、円満林 6 番地、檜原、口ノ川、兀山 1~6 番地・三ツ滝）
 - (5) 北区の一部（下記の地域）
ひよどり台南町 1~4 丁目

<虐待防止等>

第 11 条

- 1 施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するために定期的な研修を実施する。
 - (4) 虐待防止措置を適切に実施するために、担当者を設置する。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを神戸市に通報するものとする。

<ハラスメント対策等>

第 12 条

施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより利用者の利用環境、職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置や体制をとる。

<施設の利用に当たっての留意事項>

第 13 条

- 1 施設の利用に当たっての留意事項は以下とする。
 - (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用することはできない。
 - (2) 施設内の飲酒は禁止とし、施設内での喫煙は禁止する。火気の取り扱いも禁止する。
 - (3) 施設・設備・器具の利用については、本来の用法に従って利用するものとする。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償を請求することがある。
 - (4) 所持金・身の回り品の持ち込みは個別の対応とするが、自己の責任で管理することを原則とする。当施設は紛失・盗難・破損等の被害の責を負わない。
 - (5) 送迎中の受診は不可とする。

- (6) ペットの持ち込みは禁止する。
- (7) 利用者の施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止する。
- (8) 他利用者への迷惑行為は禁止する。

<非常災害対策>

第 14 条

- 1 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- 2 防火管理者を選任する。火元責任者には各部署の責任者を充てる。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 4 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- 5 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- 6 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
- 7 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年 2 回以上
- 8 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- 9 施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

<事故発生の防止及び発生時の対応>

第 15 条

- 1 施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、主治医、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的医療機関での診療を依頼する。
- 3 施設は、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、神戸市、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 施設は前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をするものとする。

- 5 施設は、利用者に対する（介護予防）通所リハビリテーションサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

<衛生管理>

第16条

- 1 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

<守秘義務及び個人情報の保護>

第17条

- 1 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、就業規則に基づき制裁処分を行うものとする。

<その他運営に関する重要事項>

第18条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、利用定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 （介護予防）通所リハビリテーションサービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団渾深会介護老人保健施設 鶴芭の運営会議において定めるものとする。
- 4 （介護予防）通所リハビリテーションに関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管する。

<付則>

この運営規程は、令和4年9月1日より施行する。

令和4年12月1日 一部改正

令和5年12月1日 一部改正